

別紙2 講師要件一覧表

科目番号・科目名	項目番号・項目名	
【講義】 (1) 福祉サービスを提供する際の基本的な考え方に関する講義 (3時間)	① サービス提供の基本的視点 (3時間)	A 介護福祉士の資格を有し、5年以上の介護業務の経験を有する者 B 在宅介護支援センターまたは地域包括支援センターに勤務する職員で、3年以上の相談援助業務の経験を有する者 C 当該科目を現に教授している介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校の教員
	(2) 障がい者福祉及び高齢者保健福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義 (4時間)	② 障がい者(児)福祉の制度とサービス (1時間) ③ 高齢者福祉の制度とサービス (1時間) ④ 障害者総合支援法の理解と権利擁護 (2時間)
(3) 居宅介護に関する講義 (3時間)	⑤ 居宅介護サービス概論 (1時間)	A 介護福祉士の資格を有し、5年以上の介護業務の経験を有する者 B 看護師又は准看護師の資格を取得した後、5年以上の在宅・施設福祉サービスでの看護業務の経験を有する者 C 介護支援専門員又は相談支援専門員の資格を取得した後、3年以上のサービス等利用計画等作成業務の経験を有する者 D 当該科目を現に教授している介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校の教員
	⑥ 居宅介護サービスの基本視点 (2時間)	
(4) 障がい者及び高齢者の疾病、障害等及び基礎的介護技術に関	⑦ サービス利用者の理解 (1時間)	A 介護福祉士の資格を有し、3年以上の障がい福祉サービスでの介護業務の経験を有する者
	⑧ 身体障がい者の理解 (3時間)	B 精神保健福祉士の資格を有し、5年以上の相談援助業務の経験を有する者

<p>する講義 (6時間)</p>	<p>⑨ 知的障がい者（児）の理解 (2時間)</p>	<p>C 医師 D 看護師又は准看護師の資格を取得した後、5年以上の在宅・施設福祉サービスでの看護業務の経験を有する者 E 当該科目を現に教授している介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校の教員</p>
<p>(5) 家事援助の方法に関する講義 (4時間)</p>	<p>⑩ 家事援助の方法 (4時間)</p>	<p>A 介護福祉士の資格を取得した後、5年以上の介護業務の経験を有する者 B 看護師又は准看護師の資格を取得した後、5年以上の在宅・施設福祉サービスでの看護業務の経験を有する者 C 当該科目を現に教授している介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校の教員</p>
<p>(6) 医学等の関連する領域の基礎的な知識に関する講義 (5時間)</p>	<p>⑪ 医学の基礎知識 (3時間)</p> <p>⑫ 心理面への援助方法 (2時間)</p>	<p>A 介護福祉士の資格を有し、3年以上の障がい福祉サービスでの介護業務の経験を有する者 B 精神保健福祉士の資格を有し、5年以上の相談援助業務の経験を有する者 C 医師 D 看護師又は准看護師の資格を取得した後、5年以上の在宅・施設福祉サービスでの看護業務の経験を有する者 E 当該科目を現に教授している介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校の教員</p>
<p>(7) 人権啓発に関する基礎知識 (2時間)</p>	<p>⑬ 人権啓発に関する基礎知識 (2時間)</p>	<p>A 学識経験者、弁護士 B 人権啓発を行う団体職員 C 人権啓発を行う行政主管課職員 D 大阪府人権擁護士 E 法務大臣が委嘱した人権擁護委員</p>
<p>【演習】 (8) 福祉サービスを提供する際の基本的な態度に関する演習 (4時間)</p>	<p>⑭ 共感的理解と基本的態度の形成 (4時間)</p>	<p>A 介護福祉士の資格を取得した後、5年以上の介護業務の経験を有する者 B 看護師又は准看護師の資格を取得した後、5年以上の在宅・施設福祉サービスでの看護業務の経験を有する者 C 当該科目を現に教授している介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校の教員</p>
<p>(9) 基礎的な介護技術に関する演習</p>	<p>⑮ 介護技術入門 i 食事の介護 (2時間)</p>	<p>A 介護福祉士の資格を取得した後、5年以上の介護業務の経験を有する者</p>

(10時間)	ii 排泄・尿失禁の介護 (2時間)	B 看護師又は准看護師の資格を取得した後、5年以上の在宅・施設福祉サービスでの看護業務の経験を有する者 C 当該科目を現に教授している介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校の教員
	iii 体位・姿勢交換の介護等 (2時間)	
	iv 車いすへの移乗等及び移動の介護 (2時間)	
	v 緊急時対応法等 (2時間)	
(10) 事例の検討等に関する演習 (3時間)	㊸ ホームヘルプサービスの共通理解 (1時間)	A 介護福祉士の資格を取得した後、5年以上の介護業務の経験を有する者 B 看護師又は准看護師の資格を取得した後、5年以上の在宅・施設福祉サービスでの看護業務の経験を有する者 C 相談支援専門員の資格を取得した後、3年以上のサービス等利用計画作成業務の経験を有する者
	㊹ 障がい者ケアマネジメントの方法と理解 (2時間)	D 当該科目を現に教授している介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校の教員 E <u>在宅介護支援センターまたは地域包括支援センターに勤務する職員で、3年以上の相談援助業務の経験を有する者</u>
【実習】 (11) 生活介護を行う事業所等のサービス提供現場の見学 (8時間)	(A) ホームヘルプサービス同行訪問 (4時間×1日)	
	(B) 在宅サービス提供現場見学 (4時間×1日)	
計52時間		